

長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育、学術、文化又はスポーツに関する事業（以下「事業等」という。）について教育上価値があり、かつ、有意義であると認める団体の活動に対し、長久手市教育委員会（以下「委員会」という。）が後援又は推薦（以下「後援等」という。）を許可するため、必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 委員会が後援を許可できる事業等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、県又は地方公共団体が主催（共催）するもの
- (2) 事業等の内容が以下のいずれかに該当するもので、入場料、会場等が適当であると認められ、かつ、広く児童生徒又は市民が参加できるもの
 - ア 教育上の見地から児童生徒に対して有意義なものであること。
 - イ 市民各層に対して広く教養を高め、学術、文化又はスポーツの振興及び向上に資するものであること。
 - ウ 催物の目的が明確であり、市民の生活に適したものであること。
 - エ その他教育委員会が適当と認めるものであること。

2 前項に該当しないと委員会が判断する事業等のうち、教育的見地から奨励することが適当であると認められる事業等については、推薦とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるものには、後援等を許可することができない。

- (1) 専ら営利又は商業宣伝若しくは勧誘を目的とする事業等である認められるもの
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動であると認められるもの
- (3) 事業等又は実施団体が、特定の思想又は宗教的な主義主張に関わると認められるもの
- (4) 事業等又は実施団体が、政治的な主義主張に関わり、かつ、事業等の後援を行うことにより市の政治的中立性を損なうおそれがあるもの
- (5) 公安又は風俗を害するおそれがあるもの
- (6) 暴力団又は暴力団員と関わりがあると認められるもの
- (7) 事業等の開催にあたり、代表者、役員等の責任体制が明確でないなど、事業等

の遂行能力が不十分であるもの

(8) その他委員会の後援又は推薦として適当でないと認められるもの

(申請)

第3条 事業等の後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援・推薦名義使用申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

2 申請書には、次の書類を添付するものとする。ただし、過去に後援等の許可を受けたことがある事業等で、事業内容が同じ申請の場合、許可日の属する年度から5か年度間は、第1号、第3号（参加料・入場料等が有料の場合を除く。）及び第4号の書類の添付を省略することができる。

(1) 団体規約又は会則及び役員名簿

(2) 事業開催要領又はチラシ、パンフレット等

(3) 収支予算書

(4) 過去3年間の団体の活動実績

(5) 前4号に定めるもののほか、委員会が必要と認めるもの

(審査)

第4条 委員会は、前条の申請を受けたときは、第2条の審査基準に従い審査を行うものとする。

2 審査は、教育長が専決処分として行うことができる。

3 教育長はオブザーバーとして地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条にいう委員（以下「委員」という。）の意見を聴くことができる。

4 教育長は、第2項の規定により専決処分したときは、その結果を定例教育委員会で報告しなければならない。

(通知)

第5条 教育長は、審査の結果、第2条に規定する審査基準について支障がないと認められるものは、後援等を許可し、後援・推薦名義使用許可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。また、後援等の許可をしなかったときは、後援・推薦名義使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 申請者は、許可を受けた事業の内容に変更が生じた場合は、直ちに後援・推薦名義使用事業変更届出書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

策7条 後援の許可を受けた者は、事業完了後30日以内に事業実績報告書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（審査の内容）

策8条 審査の内容については、定例教育委員会での結果報告以外は公表しないものとする。

（許可の取消し等）

策9条 後援を許可した事業等の内容等が申請内容と相違すると認められた場合又は策2条第4項の規定に該当することが判明した場合には、後援の許可を取り消すとともに、当該団体に対する今後の後援等を行わないものとする。

（その他）

策10条 この要綱に定めるもののほか、後援等の審査について必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請についての取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、施行の日前の申請についての取扱いは、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 長久手市教育委員会の後援及び推薦に関する審査要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、施行の日前の申請についての取扱いは、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。